

# 第三管区海上保安本部公示第36号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年9月27日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 千葉県長生土木事務所
- (2) 住 所 千葉県茂原市茂原1102-1

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

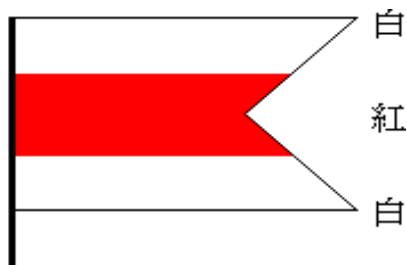
- (1) 区 域 九十九里・一松海岸（測量区域図のとおり）
- (2) 期 間 許可日から令和7年2月28日

## 3 水路測量の実施方法

GPSによる測位、単素子音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

NOTE

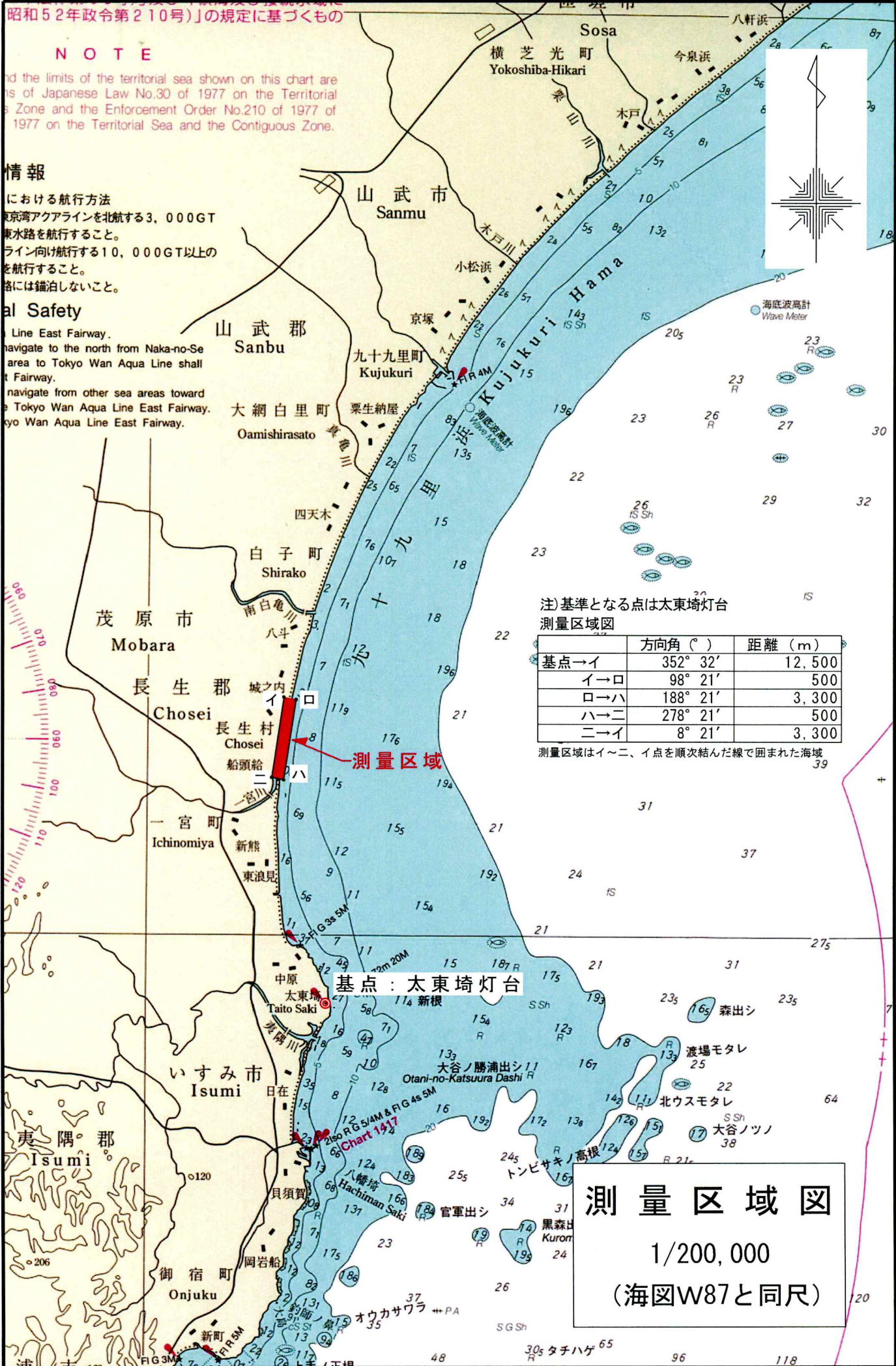
The limits of the territorial sea shown on this chart are in accordance with the provisions of Japanese Law No.30 of 1977 on the Territorial Sea and the Enforcement Order No.210 of 1977 of the same year on the Territorial Sea and the Contiguous Zone.

情報

における航行方法  
東京湾アクアラインを北航する3,000GT以下の船舶は東水路を航行すること。  
東京湾アクアライン向け航行する10,000GT以上の船舶は西水路を航行すること。  
西水路には錨泊しないこと。

航行安全

東京湾東水路東航線  
東京湾アクアラインを北航する船舶は東水路東航線に航行すること。  
東京湾西水路西航線  
東京湾アクアラインを西航する船舶は西水路西航線に航行すること。



注)基準となる点は太東埼灯台  
測量区域図

	方向角 (°)	距離 (m)
基点→イ	352° 32'	12,500
イ→ロ	98° 21'	500
ロ→ハ	188° 21'	3,300
ハ→ニ	278° 21'	500
ニ→イ	8° 21'	3,300

測量区域はイ～ニ、イ点を順次結んだ線で囲まれた海域

測量区域図

1/200,000

(海図W87と同尺)